

地域包括支援センターとその運営状況について

1 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、介護・福祉・保健の専門職がチームとなって、高齢者やその家族の相談を受け付けたり、高齢者を見守ったり、心身の状態に合わせた支援をおこなう高齢者の総合的な相談・サービスの拠点です。

2 地域包括支援センターの役割

- (1) 介護保険に関する相談や申請（新規・更新・区分変更）を受付けています。
- (2) 地域の高齢者の状態を把握し、介護予防を推進します。
- (3) 高齢者の虐待の防止と権利擁護のための活動をします。
- (4) 要支援1・2の予防プランを作成します。
- (5) 介護保険だけでなく、様々な制度や社会資源を活用し、高齢者やその家族の総合的な相談を受け付け、支援します。

3 設置主体と圏域

地域包括支援センターは、市町村または市町村から委託を受けた法人等が設置することになっています。委託による場合であっても、市町村は、その設置の責任主体としてセンターの運営について、適切に関与することになっています。

小平市では、「西圏域」「中央西圏域」「中央圏域」「中央東圏域」「東圏域」の5つの日常生活圏域に分け、圏域ごとの中核拠点として、5つの社会福祉法人に委託し、地域包括支援センターを設置しています。

この圏域の設定に当たっては、圏域の拠点となる地域包括支援センターを中心に地域性や人口、高齢者数を考慮し設定しました。

「中央圏域」は、平成24年7月に、「地域包括支援センター 中央センター」を開設することで設置いたしました。このセンターは、地域包括支援センターを機能強化するため、基幹的な役割を合わせて担います。このことから、「中央圏域」は、高齢者人口2千人を目途に設定いたしました。

なお、裏面に、現在の地域包括支援センターの名称等を記載いたしました。

4 基幹型地域包括支援センターの業務内容

上記2の地域包括支援センターの役割を行うとともに、基幹的な役割として、市と各圏域の地域包括支援センターとの連携調整を図り、地域包括支援センターのまとめ役として統括業務を行います。また、各地域包括支援センターの活動に対する支援及び指導・助言、各関係機関とのネットワークの構築、各地域包括支援センターからの情報を元に地域における課題の集約やこれに対する問題解決への支援、ケアマネジャーの人材育成のための研修を行います。

【日常生活圏域・地域包括支援センターの状況】

平成 26 年 5 月 21 日現在

圏域	名称	所在地
西圏域	けやきの郷	小川町 1-485
	けやきの郷 たかの台出張所	津田町 1-3-8
中央西圏域	小川ホーム	小川西町 2-35-2
	小川ホーム 四小通り出張所	津田町 3-38-7
中央圏域	中央センター	小川町 2-1333 健康福祉事務センター内
中央東圏域	多摩済生ケアセンター	美園町 3-12-1
	多摩済生ケアセンター 喜平橋出張所	上水南町 2-23-20
東圏域	小平健成苑	鈴木町 2-230-3
	小平健成苑 花小金井出張所	花小金井 5-37-4

5 センターの活動実績について

地域包括支援センターの業務は多岐にわたっていますが、月間活動報告として市に報告いたします。

6 介護予防支援業務の委託について

地域包括支援センターは、市町村の指定をうけて、指定介護予防支援事業者として要支援者を対象とする予防給付のケアマネジメント（介護予防支援）を行います。そのうち、一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。ただし、公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があります。

7 小平市における委託の対応

要支援者への介護予防支援業務は、原則として地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が行うことになっていますが、要介護から要支援に変更になった場合など、同じケアマネジャーが継続してケアプラン作成などを行ったほうが適当なこと、地域包括支援センターの担当件数の軽減が図れることなどから、小平市においては、可能な範囲で地域の指定居宅介護支援事業者に委託することを認めています。

委託先の指定居宅介護支援事業所については、介護保険運営協議会に報告し、その了解を得てきております。

新規の委託先が発生した際は報告させていただきます。